

ディスクロージャー制度

「有価証券の内容」、「発行者の財務内容、事業内容等」 → 正確、公平、適時に開示

投資者の保護

有価証券の円滑な流通

信頼される市場の確立に向けた
ディスクロージャーの充実・強化

経済の活性化(事業資金調達の
円滑化、事業再編の迅速化等)に資する
ディスクロージャー・ルールの整備

ディスクロージャー
に関する手続等の簡素化・迅速化

○有価証券報告書等における
「リスク情報」、
「経営者による財務・経営成績の
分析(MD&A)」、
「ガバナンス関連情報」
の開示の充実

○米国企業会計改革法の関連項目

○適格機関投資家の範囲の拡大
○少人数私募における50名カウン
トからの適格機関投資家の除外
○エクイティ関連商品に係る私募の
取扱い
○公開買付規制の適用除外要件の拡
大
○新設された持株会社の発行登録制
度利用適格要件の緩和

○組込方式の有価証券届出書につい
ての効力発生期間の短縮
○EDINETにより提出される訂
正発行登録書に係る発行登録の効
力停止期間の短縮
○有価証券報告書の提出免除要件の
拡大
○未上場・未登録外国会社の発行登
録制度利用適格要件の拡大
○目論見書による情報開示のあり方